

令和4年度第8回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年11月10日(木)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年11月10日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右 2番 土山 秋吉 3番 杉本 和明

4番 徳永 章 5番 中嶋 英徳 6番 石井 裕

7番 嶋田 正忠 8番 宮本 静子 9番 木山 倫彦

10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 池上 春男

六栄区域 平木 誠志 城戸 祐樹

長洲・清里区域 坂井 隆浩 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

楠田 源志 木原 大介

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- | | |
|--------|---------------------------|
| 報告第14号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について |
| 報告第15号 | 許可不要転用届について |
| 議案第29号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第30号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第31号 | 農用地利用集積計画（案）について |
| その他 | |

(吉田事務局長)

それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。起立、礼、それでは、ただ今から令和4年度第8回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

あらためましておはようございます。11月もこの半ばになりますと、陽ももう短くなって朝晩はもう冬が目の前に来てるなあという感じでございます。ただ、昼はまだ丁度いい気候になりまして、過ごしやすい気がしております。また、稲刈りの時期も天候に恵まれて仕事がずっと思うようにはかどったんじゃないかなあというふうに思います。それから、また麦作りの準備が始まりますが、朝晩の冷え込みと体調を壊さないようにしていただきたいというふうに思います。まああの頑張ることもいいことですが、たまにはですね、目の保養とかからだの保養とかいいんじゃないかなあというふうに思います。昨日の熊日新聞の1面に載っておりましたが、いま五家荘で紅葉が一番の見頃ということで載っていましたが、暇がある方は、保養に休養に出て行くこともいい事じゃないかなあというふうに思います。今日は、第8回の定例会でございます。よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。それでは本日推進委員の方 楠田委員と木原委員の方が欠席の届けがあっております。農業委員の方につきましては、全員出席でございます。したがって定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

(濱北会長)

はい わかりました。それでは、これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第15号 許可不要転用届について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画(案)について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 2番 土山委員 3番 杉本委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1ページです。「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい、それでは 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページから2ページに渡りまして、受付番号11番から16番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約となっております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

ありがとうございます。なければ報告第14号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。3ページです。「報告第15号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

それでは、報告第15号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の3ページ、受付番号3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

位置図・現況写真につきましては、説明資料の1・2ページを併せてご覧ください。

許可不要の要件につきましては、農地法第4条第1項第9号の規定により、耕作の事業を行う者が、その者の農作物の育成事業のための200㎡未満の農業用施設を設置する場合は許可不要となっております。

今回の届出については、議案書記載のとおり96㎡の農業用倉庫建築のためとなっておりますので、許可不要となります。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。

この件について、何か質問等はございますか。

ありません の声

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。申請人はもう年齢でいうと81ですもんね。今から倉庫ば作って百姓ばさすとだろか。あの人の息子さんは勤め人だろ。

(杉本委員)

息子さんが二人おらすですもんね。そっでどちらかが継ぐような感じ・・・あの私も聞いとらんばってんが この家が1件ありますもんね。これが息子さんの家ですもんね。丁度裏手になるけんが 作業がしやすいように そういう感じでされるんじゃないかなて思います。

(濱北会長)

あすこに俺も何べんでん遊びに行って話したりすつとばってんが、息子さんが二人おらすと。

(杉本委員)

後継者ということで、心配ないのかなと思います。

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。他にないようですから、報告第 15 号は終わります。次に進みます。4 ページです。「議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長)

それでは、議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 6 ページから 9 ページ、受付番号 8 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページ～6 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 3,699 m²農作業歴 33 年の経験があり、母と 2 人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乗用草刈機 1 台、軽トラ 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から 600 m 程度とのことでした。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。

取得後の下限面積要件につきましては 7,264 m²であり、下限面積 3,000 m²を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号 8 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の 3 番 杉本委員にお願いいたします。

(杉本委員)

はい。3 番 杉本です。事務局の方からですね、今説明があったと思いますけど、永年にわたり農業に従事しているということで、問題はないのかなと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員にご意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。先ほど 報告された通り問題ないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局それから農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(徳永委員)

これは 畑ですか。山んごつなとっつですが。

(中嶋委員)

荒れとるごたっつですね。

(濱北会長)

ちょっと山んごつ見ゆる感じがしますが。

(事務局)

地目は、農地です。

(濱北会長)

農地、農地。

(事務局)

6 ページはほとんど山みたいに見えますけど・・・

(増岡委員)

写真からみたらね。

(濱北会長)

あんまり手ば入れとらっさんとだろね。

(事務局)

結構 遠方にいらっしゃるんで。

(中嶋委員)

よかたいユンボば持っとなすけん。すんまっせん次のページの下んところですけど、1634の所はですよ、これ囲てあつとと図面とは違うばつでんが、どっちで見つとだろか。真ん中ていうか右側で。上んとは 赤でしてあつとは広一ろかでっしょが、下は右側はなかでっしょが。

(事務局)

写真の方が正しいです。

(中嶋委員)

ほんなら こっち右側まで・・・

(濱北会長)

なにか他に質問等ございませんか。

(増岡委員)

ここところは 農地パトロールではどういう風に。こういう風に茂ってみえるけど、分類はAですかBですか。

(事務局)

分類はBです。

(増岡委員)

分類はBだったのね。ああ そうですね。

(濱北会長)

買い手のみつかって喜んだんなつとじゃなかですか。

ほかにないですか。

ありません の声あり

(濱北会長)

なければ採決をします。議案第 29 号 受付番号 8 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、 受付番号 8 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。10 ページです。議案第 30 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 12・13 ページ、受付番号 14 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 ページから 9 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第 2 種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書及び残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年1月1日より着工予定、令和5年5月30日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、それぞれの区画が非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るためであるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、大がかりな造成工事を伴わないため土砂の流出・堆積・崩壊の危険はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は自然浸透のほか地下浸透枿を設け側溝に放流するとのこと。

以上、受付番号14番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の3番 杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

3番 杉本です。事務局からまた説明があったと思います。届け前に水道とかブロック積み そういうのも見受けられませんでした。このまま説明通りにいけるのかなと思ってます。審議の程よろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。いま 言われた通り問題ないと思われまますので、審議の程よろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま 事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について、なにか質問等はございますか。

(中嶋委員)

ちょっとよかですか？この文章的に分かんないんですけども。申請地の農地区分ということで、申請地は第2種農地であるため 申請地の他に適当な代替地がない場合は 原則として許可できる。この人は、売買だろ？この説明ば 自分げの子が家建つ時に農地じゃなかと建てられんけん、代替地ここしかなかけんが建てます。って言うことだろ。売買ならどこでん建てらるっとじゃなつか。ここじゃなかってちゃ。

(事務局)

第2種農地というのが、県の方に進達する場合に 代替地を2つ以上検討してその代替地がだめな場合は、認めますよ。っていう風になってますので。

(中嶋委員)

前 聞いとったつが、我が子供が家建つつとに そこしかなかなら建てらるばつてんが、結局売ったつていうことは、子供なら分かつとばつてんが・・・ほんなら どこでん建てらるつと。

(事務局)

まあ この場合農地を選んで買われてますよね。なるべく農地を守ろうというのがありますので農地法に・・・その際に 他に農地以外の宅地ですとか、そういう所を検討してそれでもだめだった場合、そこを認めますよ。というのが、あれですよね。

(中嶋委員)

わが子供じゃなかつたてちゃ、売りは出来つていうことたいね。

(事務局長)

第 2 種農地については、一応 代替地を建前上そこしか建てられんていう理由をつけん と逆に言うと建てられん、つていうことです。

(中嶋委員)

第 1 種はでけんとかな。

(事務局長)

第 1 種は まあ 例外要件 たとえば 住宅に接つしとつとか。2 種は、1 種よりも厳しくはなけれども。まずは、先ほど前田が言ったように宅地とかそがん所で検討してそこにあるならそつちに建てんですかつて言うのをした上で、理由があつてこそしかだめていうのがあれば建てられるつていうことです。

(中嶋委員)

ここに道路ば作つていうことは、奥もよね。計画はこの奥もよね。はい、分かりました。

(増岡委員)

すいません。ちょっとお伺いするんですけど、その通路が持ち分 1/40 ずつつていう所なんですけど、どこと 1/40 か、他のところは該当するのかわ。それから、不動産屋さん絡んでると思うんですけど だから あえてこういう農地を選んでこういう風にして進めたと私は思うんですけど、普通素人だったら そんな農地のところを こういうところがあるよつていうのがあつたら、農地のところを個人住宅につていうのがあると思うんですけど、だいたいどこでも空いてるところは、その 1/40 つていうのは どこからきてるのかわなつておもつて。宅地は 1/2 ずつつていうのは 二人の名義にされるつていう・・・

(事務局)

はい。宅地は二人の名義なので、1/2 ずつ。

(増岡委員)

1/40 つていうのが どこから。全部あとからずらずらつて住宅が建つていくんですね。順番にこういうのが売られて行くつていうことですね。はい、分かりました。

(濱北会長)

ほかにないですか。採決をしていいですか。

はい の声

(濱北会長)

採決を致します。議案第30号 受付番号14番について原案とおりに許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第30号 受付番号14番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。最後です。14ページ。「議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

それでは 議案第31号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、15ページが総括表となり2022年の期間ごとの総括になります。16ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、17・18ページ 賃借権37件 63筆 87,470㎡、19ページ 期間借地3件 7,324㎡、20ページ 使用貸借権5件 5筆 3,844㎡となっております。

以上、議案第31号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。採決をしていいですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、それから推進委員の皆様から、何か 意見等はございますか。

(中嶋委員)

なら、すいません。農業委員会とは 直接は関係はないかなあとは思いますが、地区

の農家から質問しとってくれと言うことで、役場の見解っていうか、お聞きしたいんですけど、先般の11月2日と3日の日本農業新聞に掲載をされてるんですけど、私は全国農業新聞は採ってるんですけど日本農業新聞は採ってないんで分からなかったんですけど、この前 畑作 いままで米を5年間作らないと水田の補助金対象から外れるという事で国が表に出してましたんで、役場とはその辺 話をしてたんですけど 沖洲の浮島とか西畑とかもうほとんど水がないのでああいうところは、5年の間に1辺でん米ば作らんなら補助金の対象から外れるということで 荒れてしまうということになるんじゃないかと心配しとったんですけど、国から22年度と23年度申請分で今 畑作にすれば 畑にしてしまえば補助金を出しますよというのが 表に出てるようです。だから 今は 田ですけども畑にすれば補助金を出しますとなれば そのから5年後の補助金を出しますので、6年後はまっぼしその田んぼ 多分 麦とか大豆は作らない圃場になってしまうということが 確定のようなかたちで、まあ 確定ではないとはおもいますけど、そういう形で出ているようなので 農業委員としては今後 今度の5年後 畑地になった部分がだんだんと荒れてくるのかなと心配が出てくるのかなというのがひとつあります。それとこの事業が、結局 今担い手がほとんど土地を借りてると思うんですけども、補助金の付かない圃場を作っても麦を作っても赤字だとおもうんですね。一俵1000円百円しかせんとを 肥料・農薬使ってカントリーの乾燥調整代が大体一俵1700~1800円取られますんで麦代は乾燥調整代にとられてしまいますんで、肥料・農薬代が赤字ということになると・・・。今が 補助金がありますんで 作れますけれどもそういう形で 5年後は水が入らない圃場は全部担い手は手を引くんじゃなかろうかという心配がありました。こういう事業で今後 こういうのをどういう形で農家もしくは地主さんに進めていくのか で、どういう状態までわかっているのかというのをお聞きしたいなと思ってます。ただ 出ているだけで国も町の方もどこまで通達が来てるのかというのもあるんですけど、で、23年度までに申請をしなければ補助金対象から畑地にすれば14万円一括できますとその後5年間は15000円ぐらいたまたやりますということになってますけども、1年目に14万やったならば 5年間は必ずなんかの機会で作物を作るとかんと、多分返還になるということになりますんで非常に書き方があいまい、書いてはあるんですけども 理解的にちょっと難しいのかなということで、今の担い手がこういうのをするのか、地主さんが申請をするのか。そがんなると玉名平野が絡んでくると 一括金ば払わなんごつなると言うことになりますので。たぶん7万円位払わなんごつなるとかな。畑化するなら。だけんそういうのも絡んできますので、ただ 他のところはボーリングで揚げて電気代だけで済むとかいうことになりますので。でも したならだんだん面積が減ると 水代ばもらわれんけん、上げんとでけんごつなるとなると 今度は米ば作つとに経費がかかってしまうということになるので、どういう風なことになるのかなと。したいのかなと。

(事務局)

私から答えさせていただきます。まず、どういったものかと言うと、最初言われたように

農業委員会ではなくて、農林水産課の中の再生協議会でお世話させてもらってる経営所得安定対策という国の水田に対する水田をふる活用していきましょうという事業の一環でやっているものです。で、最初おっしゃられたように、水田ですね、水がはれる田んぼに対して米じゃなくて麦とか大豆・高収益作物 こういったものを作った場合 米から転換しているものとして交付金とかが出てきたという経緯があります。で、そのような中で 畑地化という言葉が非常に頻繁に出てくるようになってきておまして、さっきおっしゃられたように 今年度から 5 年間の間で一度も米が作られなかったところは 交付対象水田からはずして行く。というのが、国から今 示されているところですけども、これに関してもちょっと最近また新聞に出てるかぎりの情報ですけども、米作らんとだめなのかじゃなくて 水が張られたことが確認できればいいんじゃないのか。とか、各委員会とかでそういう意見がでてるっていうのは、新聞に出てます。ただ、何も決まったことではないので、持っている情報としては 私たちもこの皆さんと一緒にこの新聞に載ってる範囲になってくるんですけども、じゃあ今回の畑地化に関してどういった動きがあってるかという、今回急にポツとでた話ではなくて、畑地化をする事で反 14 万出そうかっていうことになってるんですけど、去年までは交付対象水田を畑地化することで反 17 万出る。これは、高収益作物に対してだけでした。で、これだけだと なかなか野菜に転換するだけじゃ そっちに進まんということで、今度 麦・大豆を畑地化で転換した場合 10 万 5000 円出るっていう仕組みに今年なってます。で、これを上積みしようかっていうのが、今回の新聞に出てるっていうことになります。麦・大豆に転換 畑地化することで、半月前は、12 万にしようかとかちょっと出たんですけど、結果的に直近の情報では反 14 万初年度に一括して支給してその後 5 年間販売用作物を作られることを条件に 5 年間反 2 万支給しますっていうのが、反 2 万支給しますは、新しく今回盛り込もうとされてます。これってまだ要望の段階なんですね。農水省の昨日の新聞で載ってたんですけど、閣議決定までは 昨日してみたいです。この後 臨時国会にかかって可決されれば正式に決まるので、募集の仕方とか取りまとめ方っていうのは、今後明らかになっていくとは思いますが、今 そういう状況になります。で、畑地化するにあたっての一番の注意点はさっきおっしゃった地主さんの話も出ましたが、一度畑地化と見なしたら、その後、仮に 10 年後米を作ったとしても それって交付対象水田には、戻らんとですよ。もう 二度と戻らないという認識なので、非常に注意が必要なのは、耕作者さんだけの判断じゃなくて地主さんの理解も必要だというのが、一番の注意点かなと思います。あとは、あんに、じゃあ今米が作れなかったところを全部 畑地化ですって言えば 出来るのかって言うのを その通りいくのかは分かりません。条件があると思います。その後 5 年間作付けをすることが条件とか、去年まで何かしらの作物が作られていることとかですね。もろもろの条件はあると思いますので、どんな条件がくっついてくるのかは、今後 私たちも含めて 情報はここまでしか入っておりませんので、ここから先追加の情報を合わせて整理できた段階で 皆さんにご案内していくことになるのかなあとは思っております。

(中嶋委員)

で、これで 今 10a 当り転作支援が 35000 円出よつとは、Wじゃ貰えんどけん、そっちはカットよね。

(事務局)

そうですね。そうなります。畑地化で。なんで、水田であることで 麦ば表で作ったらいくら、裏だといくらで、いろいろ別れとるじゃなかですか。あ〜というのが、ごっそりなくなって 畑地化したらですね。ゲタだけ残ります。畑作物の直接支払交付金、あれだけは、地目求めないんで、面積払い数量払いのやつです。あれだけが、残るって形ですね。

(中嶋委員)

畑地化にせずに、あと 4 年間でしようが、そっちあといつちよんが継続するっていう可能性が分からんけんね。どっちがよかつかが 分からんとたいな。

(事務局)

その 最後は皆さんの判断になるんですけど、あんに水田から外していくことが 反 14 万出るけんて言ってメリットかという、例えば水が張れるんであれば、当然 米も作っていけるわけですから、あんに最初にぼつと出るから畑地化がいいのかという、そこは慎重に判断されたが方がいいかなと思います。

(中嶋委員)

長洲町で百何十町位は米が作られん土地だと思うんですよ。水が張れない土地。だったらもうこれで、これば申請せんでも補助金対象から外れるし、申請したらまずは貰うけどももうその百何十町がどがんるとかな・・・

(事務局)

で、長洲だけでも そんなにあるじゃないですか。ってことは、全国に相当あるはずなんですよね。じゃあそれを本当に畑地化しました。っていう事で この額出るのか、だけん条件があると思うんですよ。

(中嶋委員)

額が出る前に荒って思うとたいな。地主さんは、逆にそこば業者に頼んで切ってもろたりとかせなんとかなあつて。結局それば、担い手に頼むなら 逆に今までの補助金のしこ地主さんからもろて管理ばせなんごた形にならせんどかなて思うて。ただじゃ せんけんです、管理は。今でん多分 私たち 麦ば借りとるばつてんが、夏中作らんときは鋤かなんし、除草剤ばかけなんし、かなり経費がかかっつとですよ。だけんが、非常になかなか機械の行かんところもあるばつてんが、さるところは鋤きたわしてじゅるかところはそのまま夏中鋤かれんけんが、荒つとですよ。やつと今なつて鋤かるっけん、モアで切つてやつと鋤いて、ということで、麦は作るばつてんが。国はその そんぐらいでよかつか。あとは麦は、小麦が上がつてますよつてTVとかで言うばつてん。結局小麦が上がつたら補助金が下がつとですよ。780 円に下ぐつて言いよるけんが。1 俵当り。

(事務局)

そうですね。

(濱北会長)

そがんとすると、今後は田ん中の水の取れんところは荒るるところのそ～な出てくるばいな。

(中嶋委員)

今 担い手どんがですよ、結局、冬は麦作って夏は鋤いてとかしよるばってんが 要はそこに行く道路も管理せんごつなるけんが、だけんが そ～な逆にそがんとところは畑地化してから、もうそこは畑地化してから外して宅地にしていいですよって ぼーっとずんなら、ぼーっとまあ宅地というたっちゃ、そがんだってん買いはせんどけんが・・・どがんなとかなあ。まあ何でん作ってよかですよってなるならですね。地主さんとしたなら、逆に売りやすかですけん。それも出来ませんって言われるんなら・・・そういうところが、心配ですね。まあ、分かり次第・・・水田協議会とか23年度まで申請だけんが、たぶん 意外と早めには農家の方にお伝えさせなるとかなあって。

(事務局)

この時期に出てきてるっていうのは、もう麦蒔き始めるじゃないですか。今 蒔いてるのって 結局 年度で見ると令和5年産じゃないですか。なんで この時期からそう言った情報が出てるっていうのもあるのかな。って実際の取りまとめとかは、今年度に ぼっと動くようなものではないと思います。来年の作付け計画に基づいて、じゃあ ここを どうしていくかっていう判断が求められてくるかなあと思うので、もちろん分かった段階で、私達ちも、皆さんに周知していくように再生協議会の方からさせていただこうと思います。

(事務局長)

ちょっとだけ 補足するとですね、また、この件に関しては 私たちも中嶋さんが言ったように、非常に情報が欲しいということで、農政局の方と意見交換する場所があった時に尋ねたりするんですが、今 その対象水田の考え方っていう所が、国に対して厳しいんじゃないかっていうのが、全国的にかなりきてるみたいです。それを 受けて国もどういうふうな 最初は 米の作付けを5年せなん。できるところがあったら、水張りでもいいのか。もっと水張ることすら困難な場所があるっていうふうなところも地域からでてるっていう事で、国がどんな協議がなされるか分からないんですけど、具体的な確認の方法っていうのが、今そういう声を受けて ころころ変わっているというのが農政局があっっていて、私たちも具体的にどうなのか 非常に分からない中でそういう判断が分からないまま畑地化っていう事業を出してきているので、まずは そういう情報が出てからやってもいいのかなあと思います。そういうのが、具体的に出てき次第 報道もされるとと思いますので、町の方からも関係者等を通じてお伝えできればなあとと思います。国も態度がどんどんどんどん変わっているということと、畑地化っていう事業、新しいものを出してきている現状がありますので、情報が錯綜して混乱されるかたも多いと思いますので、いろいろこの事業はどういう事だろうかということをおたしたちが詳しくなくても問い合わせしますので、是非お声がけし

ていただければなあと思います。

(中嶋委員)

国の言い分は多面的ばしよっでしょ。水がこんとこは、多面的に水がくるようにしてください。そういうのをするのが、事業じゃないんですかっていうこつば言うて思うとたい。

(事務局長)

それとか、圃場整備事業ば優先的に地域導入ぐらいしなさいっていうのが・・・

(中嶋委員)

だけん まあだ補助金ばもらいよる」けんで、後で首ばしめらるつとたい。今から農家はきつなるばかりたい。

(濱北会長)

他に なにか質問はございませんか。

(徳永委員)

借り賃は、反当り 30 kgとか水代とか どうやってきめてるんですか。

(事務局)

相対なので、話し合いなんですけど、地域で決められてるところもあります。町の方としてはないです。

(事務局長)

一応、第一腹赤とか圃場整備場したところについては、こんくらいにしようとか決められてるところがありますが・・・他の地区については、相対です。

(濱北会長)

今の話ですけど、折地あたりは もう 30 kgに全部 30 kgに統一して決めたもんなって言うて 英徳さんから聞いたけど・・・

(中嶋委員)

折地はですね、この前農家の寄り合いばしてですね。青地が 30 kg 白地がただ。

(平木推進委員)

ただじゃなか。二人で打ち合わせ。

(中嶋委員)

水代で違うけん。話し合いばしてくれ。て、よかなら、合わせっくれて。

(濱北会長)

他にございませんか。なければ、事務局のほうから連絡事項等をお願いいたします。

1 次の定例会について

(濱北会長)

ほかはないようですので、これもちまして、令和4年度第8回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 47 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印